

用具名	障害及び程度	基準単価
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害1級・2級の身体障害者	154,000円
特殊マット	下肢又は体幹機能1級又は2級、重度又は最重度の知的障害者（児）	19,600円
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級・2級の身体障害者	67,000円
入浴担架	下肢又は体幹機能障害1級・2級の身体障害者で入浴に当たって、他人の介助を必要とする者	82,400円
体位変換器	下肢又は体幹機能障害1級・2級の身体障害者	15,000円
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害1級・2級の身体障害者	159,000円
訓練いす	下肢又は体幹機能障害1級・2級の身体障害児	33,100円
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害1級・2級の身体障害児	159,200円
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者で、入浴介助を要する者	90,000円
頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害のある1級・2級の身体障害者、てんかん発作のある者	15,200円
金属製T字状つえ	下肢又は体幹機能障害1級・2級の身体障害者	3,000円
木製T字状つえ	下肢又は体幹機能障害1級・2級の身体障害者	2,200円
移動・移乗支援用具 （歩行支援用具）	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障害を有し家庭内の移動等において介助を必要とする者・児	60,000円
特殊便器	上肢障害2級以上、重度又は最重度の知的障害者（児）	159,000円
火災報知機	障害等級2級以上、重度又は最重度の知的障害者	15,500円
自動消火器	障害等級2級以上、重度又は最重度の知的障害者	28,700円
電磁調理器	視覚障害1級・2級の者、重度又は最重度の知的障害者	41,000円
歩行時間延長信号機 用小型送信機	視覚障害1級・2級で、学齢児以上の者	7,000円
聴覚障害者用屋内信 号装置	聴覚障害1級・2級の者	87,400円
透析液加温器	腎臓機能障害1級又は3級で自己連携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者	51,500円
ネブライザー （たん吸引器）	呼吸器障害1級又は3級もしくは同程度の身体障害者であって、必要と認められる者	36,000円
電気式たん吸引器	呼吸器障害1級又は3級もしくは同程度の身体障害者であって、必要と認められる者	56,400円
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	17,000円
盲人用体温計 （音声式）	視覚障害が1級・2級の者	9,000円

盲人用体重計	視覚障害が1級・2級の者	18,000円
携帯用会話補助装置	音声機能もしくは言語機能障害または肢体不自由者で、発生・発語に障害がある者	98,800円
障害者向けパーソナルコンピュータ周辺機器類	上肢障害または言語上肢複合障害（どちらも1・2級）で文字を書くことが困難な者	100,000円
点字ディスプレイ	視覚障害者及び聴覚障害者でそれぞれ1・2級の者	383,500円
点字タイプライター	視覚障害が1・2級の者で就労者、就学者または就労が見込まれる者	63,100円
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害が1級・2級の者	85,000円
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害が1級・2級の者	99,800円
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害があり、本装置により文字等を読むことが可能になる者	198,000円
盲人用時計（触読）	視覚障害が1級・2級の者	9,000円
盲人用時計（音声）	視覚障害が1級・2級の者	13,300円
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発生・発語に著しい障害があり、必要と認められる者	71,000円
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	88,900円
人口喉頭（笛式）	喉頭摘出により、音声機能を失った者	5,000円
人口喉頭（電動式）	喉頭摘出により、音声機能を失った者	70,000円
点字図書	主に情報の入手を点字によっている視覚障害者	一般図書との差額
ストーマ装具	ぼうこう又は直腸の機能の障害のため人工肛門を装着している者、高度の排便機能障害、脳原性運動機能障害かつ意思表示の困難な者	8,600円
収尿器	高度の排尿機能障害者	11,300円
紙おむつ	脳原性運動機能障害かつ意思表示の困難な者	9,000円
居宅生活動作用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者で、障害等級が3級以上の者	200,000円